

宿泊税 特別徴収事務の手引



松江市

目次

第1章 宿泊税について.....	1
1 宿泊税の目的と使途.....	1
2 宿泊税の徴収方法.....	1
(1) 特別徴収制度.....	1
(2) 特別徴収義務者.....	2
第2章 宿泊税の仕組み.....	3
1 宿泊税の手続きの流れ.....	3
2 課税客体及び納税義務者.....	3
(1) 宿泊.....	3
(2) 宿泊者.....	5
3 税率.....	5
4 宿泊料金.....	5
(1) 宿泊料金に含むもの.....	5
(2) 宿泊料金に含まないもの.....	6
(3) 宿泊料金の判定における事例.....	6
5 課税免除.....	8
(1) 修学旅行その他の学校行事に伴う宿泊.....	8
(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊.....	10
第3章 特別徴収義務者の登録等.....	11
1 特別徴収義務者としての登録.....	11
(1) 登録の申請.....	11
(2) 特別徴収義務者証の交付.....	11
2 特別徴収義務者の登録事項の変更等.....	12
(1) 登録事項の変更.....	12
(2) 宿泊施設の休止又は再開.....	13
(3) 宿泊施設の経営の廃止.....	13
第4章 宿泊税の申告納入.....	15
1 申告納入.....	15
(1) 申告納入期限.....	15
(2) 申告納入期限の特例.....	15
(3) 宿泊税納入申告書.....	16
(4) 宿泊税納入書.....	17
2 納入義務の免除・還付.....	18
(1) 納入義務の免除.....	18
(2) 還付.....	18
(3) 申請の手続.....	18

3	更正の請求.....	18
(1)	更正の請求とは.....	18
(2)	請求の手続.....	18
4	電子申告・電子納付.....	19
(1)	「eLTAX」による電子申告・電子納付.....	19
(2)	「しまね電子申請サービス」による電子申告.....	19
第5章	適正な申告納入のために.....	20
1	納税管理人.....	20
(1)	納税管理人の申告又は申請.....	20
(2)	納税管理人の変更等.....	20
2	帳簿等の記載・保存.....	20
(1)	帳簿とは.....	20
(2)	書類とは.....	21
3	調査.....	21
4	更正・決定.....	21
5	加算金.....	22
6	延滞金.....	23
第6章	その他.....	24
1	領収書等への表示.....	24
2	各申告書等の記入例.....	25
(1)	宿泊税特別徴収義務者登録申請書.....	25
(2)	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書.....	27
(3)	宿泊施設経営休止・再開・廃止申告書.....	29
(4)	宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書.....	31
(5)	宿泊税納入申告書.....	33
(6)	宿泊税月計表.....	35
(7)	宿泊税納入書.....	37
(8)	宿泊税納入期限等特例承認申請書.....	39
3	申請書等の提出・お問合せ先.....	41

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

宿泊税は、松江市が国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てるために導入した法定外目的税です。

宿泊税の税収は、「MATSUE 観光戦略プラン」の基本戦略に基づく主要事業に活用します。

- ① 魅力ある観光素材の磨き上げ
- ② 快適に過ごせる環境づくりと利便性向上
- ③ 松江の魅力発信と顧客の創造
- ④ 観光地松江の土台づくり

※ 具体的な内容は、毎年度の予算及び決算にあわせて公表することとしています。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、松江市内に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館、ホテル及び簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、松江市が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、松江市へ申告と納入をしていたくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。基本的には、旅館業法に基づく許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方が該当します。宿泊施設の経営者は、登録の申請や松江市の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となります。

特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。詳しくは、次のページを参照してください。

- 特別徴収義務者の登録・変更等 ▶▶ P11
- 宿泊税の申告納入 ▶▶ P15
- 帳簿等の記載・保存 ▶▶ P20

なお、宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の方にある場合などは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる方を松江市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは市民税課諸税係までお問い合わせください。

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

- ① はじめに
▶▶ 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出



- ② 宿泊施設の経営開始日が確定したら…
▶▶ 特別徴収義務者登録申請書を以下の提出期限までに市民税課諸税係に提出
(特別徴収義務者としての登録)・・・P11

経営開始日	提出期限
課税開始日（令和7年12月1日）の前日まで	令和7年11月30日（日）
課税開始日以降	経営開始日の5日前まで



- ③ 宿泊行為があったら…
▶▶ 宿泊者から宿泊税を徴収 (税率)・・・P5



- ④ 徴収した宿泊税は
▶▶ 「宿泊税納入申告書」を市民税課諸税係に提出・・・P16
▶▶ 「宿泊税納入書」により金融機関等で納入・・・P17
※ 申告と納入は必ず期限内に行ってください。 (申告納入期限)・・・P15

2 課税客体及び納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設への宿泊です。

なお、宿泊税は、令和7年12月1日（松江市宿泊税条例（以下「宿泊税条例」といいます。）の施行日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

(1) 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、次の①の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

① 課税対象となる宿泊の基準

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

② 課税対象の判断の例

ア 事前に宿泊契約をした上で午前0時を越えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

- ▶▶ その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

イ 客室を日帰りで利用する場合（いわゆるデイクース）

- ▶▶ 課税対象ではありません。

ウ 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

- ▶▶ 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用の時間を含みます。）があった場合は、宿泊とみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。

エ 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム等）の場合

- ▶▶ ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない利用行為は、原則、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合や日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合、宿泊施設が利用料金を宿泊料金として徴するなど契約上宿泊として取り扱っている場合は課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

例) 1室税抜き 50,000 円の部屋を 3泊契約した場合

次のとおり、宿泊日ごとに宿泊施設で把握した人数をもって算出します。

	宿泊者数 (A)	宿泊料金 (B)	宿泊料金／人 (B÷A)	宿泊税 (200円×課税対象人数)
1泊目	5人	50,000円	10,000円	1,000円 (200円×5人)
2泊目	0人	50,000円 (利用料金)	—	0円
3泊目	4人	50,000円	12,500円	800円 (200円×4人)
宿泊税 計				1,800円

※ 上記の例では、2泊目は宿泊施設で把握した宿泊者数が0人であったため、宿泊税が課税されていません。（宿泊行為がなく、「利用料金」として取り扱っているため。）

オ ウィークリーマンション等の場合

- ▶ ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、貸室業として対外的に明示して営業しており、かつ、賃貸借契約による利用で旅館業法による宿泊に当たらない場合は、課税対象となりません。ただし、ウィークリーマンション等と称してマンション等の空き室に客を宿泊させている場合など、旅館業と判断され得る営業実態の場合は、旅館業法違反となります。

カ 幼児料金、こども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

- ▶ 乳幼児、こども、大人にかかわらず宿泊税の課税対象となり得ますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合や、宿泊料金（食事代や消費税等を除いた素泊まり料金）が 5,000 円未満の場合には課税されません。

また、小学校、中学校、高等学校等における修学旅行その他の教育活動（学習指導要領等に基づく教育課程内の学校行事）に伴う宿泊の場合で、学校長等が証明する場合にも宿泊税は課税されません。（P8「課税免除」参照）

キ キャンセルがあり、料金の支払を受けた場合

- ▶ 宿泊行為がないため、課税対象となりません。

(2) 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した方が納税義務者となります。

3 税率

宿泊税の税率は、宿泊者 1 人 1 泊につき、次のとおりです。

宿泊料金（素泊まり・税抜き）	税率
5,000 円未満	課税されません
5,000 円以上	200 円

4 宿泊料金

宿泊税の課税対象は、宿泊料金を伴う宿泊です。

この場合の宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

なお、宿泊料金の算出基準については、次のとおりです。

(1) 宿泊料金に含むもの

宿泊料金には、いわゆる宿泊料のほか、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、

寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料等を含みます。

また、宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして、宿泊者以外の者からその宿泊に関して宿泊施設に支払われる金額も含みます。

(2) 宿泊料金に含まないもの

次に掲げる金額は、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除します。

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額（日をまたぐ6時間以上の利用は除く）
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・ 自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

(3) 宿泊料金の判定における事例

例1 食事付きその他各種宿泊プランの取扱い

- 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。
- 朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例2 企画旅行・手配旅行の取扱い

- 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金を宿泊料金（食事料金等に相当する金額を除く）とします。
- 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金（食事料金等に相当する金額を除く）とします。ただし、宿泊施設と旅行業者との料金精算の際に、旅行業者が受けるべき取扱手数料等をその宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。

例3 1人当たりの料金が不明な場合の取扱い

- 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。（例ア及びイ参照）

<留意点>

- ・ エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します。（例ウ参照）
- ・ 乳幼児やこどもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対

象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。(例エ参照)

- ・ 宿泊料金の総額に幼児料金、こども料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。(例オ参照)

例) 1 室税抜き 20,000 円 (ツインルーム) の場合

- ア 1 人で宿泊 (いわゆるシングルユース)
20,000 円 ÷ 1 人 = 20,000 円 【宿泊税 200 円 × 1 人】
- イ 2 人で宿泊
20,000 円 ÷ 2 人 = 10,000 円 【宿泊税 200 円 × 2 人】
- ウ 3 人で宿泊 (エキストラベッド (7,000 円) を追加)
(20,000 円 + 7,000 円) ÷ 3 人 = 9,000 円 【宿泊税 200 円 × 3 人】
- エ 大人 2 人、こども 1 人 (添い寝無料、寝具の追加なし) で宿泊
20,000 円 ÷ 2 人 = 10,000 円 【宿泊税 200 円 × 2 人】
※ 宿泊料金がかからないこども 1 人は課税対象外
- オ 大人 2 人、乳児 1 人で宿泊 (ベビーベッド (2,000 円) を追加)
20,000 円 ÷ 2 人 = 10,000 円 【宿泊税 200 円 × 2 人】
2,000 円 ÷ 1 人 = 2,000 円 【宿泊税 課税免除】
※ 乳児 1 人分は別に取り扱う

例 4 宿泊施設による割引、優待等がある場合の取扱い

- 宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。
- 旅行者、カード会社等の外部のポイント制度等に基づくポイント等の利用については、そのポイント等の利用を宿泊料金の値引きとして取り扱わず、値引き前の金額を宿泊料金とします。

例 5 連泊割引の取扱い

- 連続して宿泊 (以下「連泊」といいます。) をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。
- 連泊期間を一括して割引を行った場合は、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」から「割引の金額を宿泊数で按分した料金」を差し引いた金額を宿泊料金とします。

例 6 補助金・助成金等 (第三者からの支払) があつた場合の取扱い

- 補助金、助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払があ

る場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われるときは、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。

- 補助金、助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合（食事や会議室利用料への補助や生活補助のようなもの）は、宿泊料金に含みません。

例 7 時間延長がある場合の取扱い

- 「宿泊行為」の前後に時間を延長して客室を利用した場合で、その延長利用を「休憩その他これに類する利用行為」として料金を徴収しているときは、当該料金を宿泊料金に含みませんが、その延長利用を「宿泊行為」として料金を徴収しているときは、当該料金を宿泊料金に含みます。
- 「休憩その他これに類する利用」に係る契約において時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例 8 税込み宿泊料金の取扱い

- 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例 9 外貨建て取引の取扱い

- 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- ※ 具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

5 課税免除

(1) 修学旅行その他の学校行事に伴う宿泊

① 対象者及び対象行事

ア 対象者

次の学校に通う児童、生徒又は学生及び引率者が対象です。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

- ※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。

イ 対象となる行事

当該学校が主催する修学旅行又は幼稚園教育要領、学習指導要領若しくは高等専

門学校設置基準に基づき実施する教育課程内の学校行事（宿泊研修等）で、全校又は学年単位で実施されるもの。

【手続について】

- 学校長、園長など施設の長が、「修学旅行等であることの証明書」を作成し、宿泊事業者に提出する必要があります。証明書の様式は、松江市のホームページからダウンロードできます。
- 証明書を提出しない場合は課税免除となりませんので、ご注意ください。
- 宿泊事業者は、受領した「修学旅行等であることの証明書」の写しを申告の際に市民税課諸税係へ提出してください。月をまたぐ宿泊の際は、当初の宿泊月の申告時のみの提出で構いません。なお、受領した証明書は、宿泊に係る書類として適切に保存をお願いします。（P20「帳簿等の記載・保存」参照）

(様式)

修学旅行等であることの証明書

宿 泊 日	年 月 日 ～ 年 月 日 () 泊
学 校 行 事 の 概 要 (その他の学校行事の場合は、具体的な学校行事名を記入してください。)	☐ 修学旅行 ☐ その他の学校行事 (※) 学校行事名：() ※幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づく学校行事で、全校又は学年単位で実施されるもの。
宿泊施設（鉱泉浴場）の名称	
宿泊施設（鉱泉浴場）の所在地	
課税免除対象の宿泊人数(注1)	
課税免除対象外の宿泊人数(注2)	
備 考	

注1 当該学校が主催する修学旅行又は幼稚園教育要領、学習指導要領若しくは高等専門学校設置基準に基づく学校行事（以下「修学旅行等」という。）に参加する児童、生徒又は学生（以下「生徒等」という。）並びに引率者の人数を記載してください。
引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等をいい、旅行者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

注2 修学旅行等に参加している生徒等及び引率者以外で修学旅行等に随行する方（旅行者の添乗員やカメラマン等）の人数を記載してください。

上記に記載のとおり修学旅行又はその他の学校行事により宿泊することを証明します。

年 月 日

学校の所在地

学 校 の 名 称

学校長の氏名 印

学校の電話番号

※宿泊税及び入湯税の課税免除を受けようとする場合は、宿泊時に本証明書を宿泊施設（鉱泉浴場）へ提出してください。

入湯税の課税免除
証明書と兼用です。
(提出は1部で可)

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設（消費税免除指定店舗）

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

【手続について】

- 課税免除かどうかの判定は、免除カードの提示により行ってください。
- 納入申告書提出時に消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。

第3章 特別徴収義務者の登録等

宿泊事業者は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際には、宿泊施設ごとに次の手続きが必要となります。これは、松江市が宿泊税に係る事務の執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、宿泊事業者に提出していただくものです。

1 特別徴収義務者としての登録

(1) 登録の申請

新たに宿泊施設の経営を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届け出をした場合は、経営を開始しようとする日の5日前までに特別徴収義務者としての登録の申請を行ってください。

なお、特別徴収義務者としての登録がない場合でも、宿泊事業者は宿泊税の申告納入を行う必要があります。

【申請時の提出書類】

- ① 宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第7号）・・・記入例 P25～26
- ② 添付書類（写しで構いません）
 - ア 旅館業許可証又は住宅宿泊事業標識の写し
 - イ 宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）
 - ウ 宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したもの等）
- ③ その他
宿泊事業者とは別に、宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる方が特別徴収義務者の指定を松江市から受けたいときは、上記の添付書類のほか、次の書類を添付してください。
 - ア 実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者である旨の申立書
 - イ 宿泊事業者と実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者の間で締結した委託契約書等の写し

(2) 特別徴収義務者証の交付

特別徴収義務者としての登録後に、「宿泊税特別徴収義務者証」（以下「証票」といいます。）を交付します。

この証票は、宿泊者の見やすい場所に掲示する必要があります。フロントが複数ある場合など、複数証票が必要なときは必要枚数交付しますので、各フロントに証票を掲示してください。

証票を紛失、汚損又は破損したときは、「宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書」（様式第10号）を市民税課諸税係に提出し、再交付の申請を行ってください。

見本

宿泊税特別徴収義務者証

松江市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

松江市長 上定 昭仁

宿泊施設名 松江市ホテル
宿泊施設所在地 松江市末次町 86 番地
宿泊施設番号 ●●●●●●

Accommodation Tax
Special Collecting Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Matsue City Government Accommodation Tax Ordinance.

Mayor of Matsue City

2 特別徴収義務者の登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更

特別徴収義務者として登録している事項に変更があった場合は、登録事項の変更の申請を行ってください。

【申請時の提出書類】

- ① 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（様式第 11 号）・・・記入例 P27～28
- ② 添付書類（写しで構いません）
 - ア 特別徴収義務者に係る変更の場合：不要
 - イ 宿泊施設に係る変更の場合：旅館業法又は住宅宿泊事業法による変更届出書等の変更を確認できる書類
 - ウ その他の場合：変更の内容を確認できる書類

次のいずれかの事由により特別徴収義務者に変更があったときは、変更の届出ではなく、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の届出と新たな特別徴収義務者による新規の登録申請を行ってください。

- ・ 営業譲渡、相続又は贈与
- ・ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・ 会社分割による別法人への業務の承継
- ・ 個人事業者の法人への変更
- ・ 法人の解散による個人事業者への変更
- ・ その他上記に類する事由

(2) 宿泊施設の休止又は再開

宿泊施設の経営を 1 か月以上休止する場合は、事前に申告を行ってください。

また、休止期間を定めずに経営を休止した場合で、経営を再開しようとするときは、再開の申告を行ってください。

なお、休止とは、改装その他の理由により経営を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいいます。

【申告時の提出書類】

- ① 宿泊施設経営休止・再開・廃止申告書（様式第 12 号）・・・記入例 P29～30
- ② 旅館業法の届出等又は休業（再開）のお知らせ等の休止又は再開を確認できる書類（写しで構いません）

(3) 宿泊施設の経営の廃止

宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から 10 日以内に申告を行ってください。

なお、廃止の日までに徴収すべき宿泊税は、定められた期限までに申告納入を行う必要があります。

【申告時の提出書類】

- ① 宿泊施設経営休止・再開・廃止申告書（様式第 12 号）・・・記入例 P29～30
- ② 旅館業法の届出等又は登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）等の廃止を確認できる書類（写しで構いません）

※ あわせて、登録時に交付した証票を返還してください。

【特別徴収義務者の登録・変更等に係る申請書等】

申請書等	要件	期日	添付書類
宿泊税特別徴収義務者登録申請書 (様式第 7 号)	新たに宿泊施設の経営を開始しようとする場合	経営開始日の 5 日前まで	・旅館業許可証又は住宅宿泊事業標識の写し ・宿泊に係る契約書面(宿泊約款等) ・宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類(施設のホームページを印刷したもの等)
	実質的経営者の指定を受けた場合	指定を受けた日から 10 日以内	
宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書 (様式第 10 号)	証票を紛失、汚損又は破損した場合	証票を紛失、汚損又は破損したとき	紛失したことを証するに足りる文書又は汚損した証票
宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書 (様式第 11 号)	登録事項に変更があった場合	変更があったとき	特別徴収義務者に係る変更の場合：不要
			宿泊施設に係る変更の場合：旅館業法又は住宅宿泊事業法による変更届出書等の変更を確認できる書類
			その他の場合：変更の内容を確認できる書類
宿泊施設経営休止・再開・廃止申告書 (様式第 12 号)	経営を 1 か月以上休止しようとする場合	休止しようとするとき	旅館業法の届出等又は休業のお知らせ等の休止を確認できる書類
	経営を再開しようとする場合	再開しようとするとき	旅館業法の届出等又は再開のお知らせ等の再開を確認できる書類
	経営を廃止した場合	廃止した日から 10 日以内	・旅館業法の届出等又は登記事項証明書(閉鎖事項全部証明書)等の廃止を確認できる書類 ・登録時に交付した証票

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」（様式第2号）に「宿泊税月計表」を添付の上、市民税課諸税係に提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」（様式第3号）により納入してください。

施設の経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、翌月の末日までに申告納入してください。

なお、期限後に申告納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

※ 月末が土曜日、日曜日又は国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が申告納入期限になります。

※ 12月の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日）です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、次の①の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

なお、申告納入期限の特例を受けた施設の経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。

宿泊のあった月	申告納入期限
12月分、1月分、2月分	3月末日
3月分、4月分、5月分	6月末日
6月分、7月分、8月分	9月末日
9月分、10月分、11月分	12月末日

① 適用の要件

ア 申請日（「納入期限等特例承認申請書」を提出する日。以下同じ。）において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。

イ 申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が120万円以下であること。

ウ 過去にこの特例の適用を取り消されたことがある場合、その取消しの日から1

年を経過していること。

エ 申請日前 1 年間に於いて、宿泊税の申告が適正に行われていること。

オ 申請日前 1 年間に於いて、市税に係る徴収金の滞納がないこと。

カ 財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

◆宿泊税条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置◆ 条例施行前から営業する宿泊施設については、条例施行後 1 年間（令和 8 年 11 月 30 日まで）は、上記要件を次のとおり読み替えてください。 ア 申請日に於いて「<u>宿泊施設の営業を開始した日</u>」から 1 年を経過していること。 イ 申請日の「<u>3 か月</u>」前の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が「<u>30 万円</u>」以下であること。
--

② 申請方法

特例の適用を希望される場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」（様式第 4 号）を市民税課諸税係に提出してください。

③ 適用の開始

申請により特例の適用が承認された場合は、適用開始月を記載した「宿泊税納入期限等特例承認通知書」（様式第 5 号）を送付します。適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

なお、この特例は、適用の要件を満たしていれば、その適用を継続しますので、毎年申請する必要はありません。

④ 適用の取消し

年度の途中に適用の要件を満たさなくなった場合は、その年度の 3 月に申告すべき分まで特例を適用させ、翌年度の 4 月に申告すべき分から特例の適用を取り消します。

適用が取り消される場合は、3 月に「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」（様式第 6 号）により通知します。

なお、事情により特例の適用の取消しを希望する場合は、市民税課諸税係までお問い合わせください。

(3) 宿泊税納入申告書

「宿泊税納入申告書」（様式第 2 号）には、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊数及び宿泊税額、課税対象外となる宿泊数を記入し、申告期限までに提出してください。

① 申告時の提出書類

ア 宿泊税納入申告書（様式第 2 号）・・・記入例 P33～34

イ 宿泊税月計表（参考様式※あり）・・・記入例 P35～36

※ 原則としてこの様式（Excel）を使用してください。様式は松江市のホームページからダウンロードできます。

② 記載及び提出に当たっての留意点

ア 課税対象となる宿泊がない場合（納入すべき宿泊税額が 0 円の場合）でも納入申告書及び宿泊税月計表を提出してください。

イ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、1 枚の納入申告書に 3 か月分の申告内容を記載してください。

ウ 郵送による納入申告書の提出があった場合は、消印の日付を提出日として取り扱います。

(4) 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「宿泊税納入書」（様式第 3 号）により松江市に納入してください。納入は、下記の金融機関等で行ってください。

※ 納入書は、毎年 1 年分まとめてお送りします。

※ 地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用されている方で、納入書の送付が不要な場合は、申し出ていただければ、翌年度から送付を中止します。

<注意点>

○ 1 か月分ごとに 1 枚作成してください。ただし、申告納入期限の特例を適用している場合は、3 か月分を 1 枚にまとめて作成してください。

○ 宿泊税特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載してある宿泊施設番号と同じ宿泊施設番号を記入した納入書をご利用ください。

○ 納入書は、宿泊施設ごとに作成してください。

○ 合計欄の記入を誤ったものは金融機関等でお取扱いできませんので、予備の納入書（申告期間が空白のもの）に必要事項を記入し、ご利用ください。予備の納入書は松江市のホームページからダウンロードすることもできます。

【窓口納入ができる金融機関等】

区分	名称
取扱金融機関	山陰合同銀行、島根県農業協同組合、島根銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、鳥取銀行、島根中央信用金庫、米子信用金庫、漁業協同組合 JF しまね
松江市納入窓口	税務管理課（松江市役所本館 20 番窓口）

※ ゆうちょ銀行（郵便局）での納入を希望される方は、専用の振込用紙を用意しますので、事前に市民税課諸税係までご相談ください。

※ 地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子納付ができる金融機関は、eLTAX のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）からご確認ください。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

【納入義務の免除となる例】

- 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り支払不能となったため、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 宿泊者の死亡、刑の執行等により宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(2) 還付

上記の場合に該当し、既に宿泊税を納入しているときは、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(3) 申請の手続

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

【申請時の提出書類】

- ① 宿泊税還付・納入義務免除申請書（様式第 13 号）
- ② 罹災証明、被害届等、納入義務の免除・還付を必要とする理由を証明する書類

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合、更正の請求をすることができます。

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から 5 年以内です。

なお、申告納入期限の特例を受けている場合は、その特例納入期限から 5 年以内です。

(2) 請求の手続

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

【請求時の提出書類】

- ① 宿泊税更正請求書（様式第 19 号）
- ② 正しい宿泊数及び税額を記載した宿泊税納入申告書（様式第 2 号）
- ③ 正しい宿泊数を記載した宿泊税月計表

<誤って過小に申告した場合>

誤って過小に申告した場合は、更正の請求ではなく、正しい宿泊数等を記載した宿泊税納入申告書及び宿泊税月計表を作成し提出してください。本市により更正を行い、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、期限までに納入してください（P21「更正・決定」参照）。なお、更正に伴い加算金が課される場合があります（P22「加算金」参照）。

4 電子申告・電子納付

(1) 「eLTAX」による電子申告・電子納付

地方税共同機構が運営する「eLTAX（エルタックス）」による電子申告・電子納付が可能です。

電子申告は「PCdesk Next」、電子納付は「PCdesk（DL 版又は WEB 版）」から行います。

電子申告・電子納付の操作方法については、PCdesk Next 特設ページに公開されているマニュアルをご確認ください。

- eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>
- PCdesk Next 特設ページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>

(2) 「しまね電子申請サービス」による電子申告

しまね電子申請サービスを利用した電子申告の手続方法については、電子申告の手引き（市 HP 掲載）をご参照ください。

なお、「しまね電子申請サービス」からは、電子申告のみ可能です。納付については、金融機関等の窓口で「宿泊税納入書」による納付をお願いします。

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

特別徴収義務者は、松江市内に住所及び所在地（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人として定めて申告又は申請する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。なお、正当な理由なく「納税管理人」の申告をしなかった場合は、宿泊税条例の規定により 10 万円以下の過料を科されることがあります。

(1) 納税管理人の申告又は申請

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から 10 日以内に申告又は申請してください。ただし、宿泊税の徴収に必要がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは市民税課諸税係までお問い合わせください。

【申告又は申請時の提出書類】

- ① 宿泊税納税管理人申告・承認申請書（様式第 15 号）
- ② 納税管理人が法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票（写しで構いません）

(2) 納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から 10 日を経過した日までに、その旨を申告又は申請してください。

【申告又は申請時の提出書類】

- ① 宿泊税納税管理人申告・承認申請書（様式第 15 号）
- ② 新たな納税管理人の住民票等の変更等の確認ができる書類（写しで構いません）

2 帳簿等の記載・保存

日々徴収いただく宿泊税の金額を適正に把握していただくために、宿泊税条例の規定により、特別徴収義務者は、帳簿の備付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。なお、帳簿等を適正に記載・作成せず、又は保存期間の満了まで保存していない場合は、宿泊税条例の規定により 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

(1) 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただ

いて構いません。(例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等)

保存期間は、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間です。

例) 令和7年12月宿泊分の納入申告書を令和8年1月に提出した場合

⇒令和13年5月1日まで帳簿を保存

(2) 書類とは

宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間です。

例) 令和7年12月宿泊分に係る書類

⇒令和10年4月1日まで書類を保存

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、帳簿等を隠蔽した場合は、宿泊税条例の規定により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

4 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容		加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、更正を受けたとき		不足税額×10% 不足税額が期限内申告額と50万円とのいずれが多い金額を超えるときは、その超える部分の税額×5%を加算
不申告 加算金	期限までに申告しなかったため、決定を受けたとき		決定税額×15%※1
	期限後の申告や決定について、更正を受けたとき		不足税額×15%※1
	市の調査を予想しないで、期限後に申告したとき		申告税額×5%※2
重加算金	不正な方法で税額を少なく計算したため、更正や決定を受けたとき	期限までに申告しているとき	不足税額×35%※1
		申告していないとき、又は期限後に申告しているとき	不足税額×40%※1

※1 不申告加算金又は重加算金の加重措置

期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又はその申告の前年及び前々年が無申告で、不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又は課されるべきと認められる場合は、それぞれの割合に10%加算されます。

※2 不申告加算金の不適用

以下の要件全てを満たす場合は、不申告加算金が課されません。ただし、不申告加算金が不適用となるのは、過去5年において、1回限りです。

- ・申告期限から1か月以内に宿泊税納入申告書を提出している。
- ・納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。
- ・過去5年において、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていない。

6 延滞金

申告納入期限までに税金を完納されないときは、申告納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

【延滞金の計算方法】

① 未納の税額に乗ずる延滞金の割合

申告納入期限の翌日から下記別表の区分による期日までの期間については年 7.3%（延滞金特例基準割合※が年 7.3%未満の場合は「延滞金特例基準割合+1%」）となり、この期間を経過した期間の分は年 14.6%（延滞金特例基準割合が年 7.3%未満の場合は「延滞金特例基準割合+7.3%」）となります。

※ 延滞金特例基準割合とは、国内銀行の貸出約定平均金利（新規短期）の前々年 9 月から前年 8 月における平均に、1%を加算した割合となります。

② 端数処理

計算の基礎となる納額が 2,000 円未満の場合にはその全額、2,000 円以上の場合には 1,000 円未満の端数金額を切り捨てます。

算出された延滞金の額が 1,000 円未満の場合にはその全額、1,000 円以上の場合には 100 円未満の端数金額を切り捨てます。

別表

区分	期日
申告に係る税額の場合	申告納入期限の翌日から 1 か月を経過する日
更正・決定による税額の場合	通知書に指定された日の翌日から 1 か月を経過する日

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。

例1 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

【合計の内訳に宿泊税額を計上する場合】

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	宿泊税	200 円
	合 計	11,200 円
〇年〇月〇日 松江市〇〇町〇〇番地 〇〇ホテル		
印 紙		受領印

【宿泊税額を別に計上する場合】

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	合 計	11,000 円
上記のほか、宿泊税額 200 円を領収しました。		
〇年〇月〇日 松江市〇〇町〇〇番地 〇〇ホテル		
印 紙		受領印

例2 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,200 円
	合 計	11,200 円
上記金額には、宿泊税額 200 円が含まれています。		
〇年〇月〇日 松江市〇〇町〇〇番地 〇〇ホテル		
印 紙		受領印

2 各申告書等の記入例

(1) 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

様式第7号（第9条関係）

① 令和●年●月●日

（あて先）松江市長

② 住 所 松江市末次町86番地
 （所在地）
 氏 名 松江市株式会社
 （名 称） 代表取締役 松江 太郎
 個人番号
 （法人番号） 1234567890000

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

宿泊税の特別徴収義務者としての登録について、松江市宿泊税条例第11条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

③ 宿泊施設	所 在 地	松江市末次町86番地 電話番号 0852-55-5555		
	名 称	松江市ホテル		
	施設の概要	客室数 30室	収容定員 60名	延べ床面積 1,000㎡
	経 営 開 始 （予定）日	令和3年12月1日		
④ 旅館業法の 許可・住宅 宿泊事業法 の届出	住 所 （所在地）	松江市末次町86番地		
	氏 名 （名 称）	松江市株式会社 代表取締役 松江 太郎		
	営業種別	旅館・ホテル営業		
	許可番号 （届出番号）	指令松保第●●●号の●●●		
⑤ 施設所有者	住 所 （所在地）	松江市末次町 86 番地 電話番号 0852-55-5555		
	氏 名 （名 称）			
⑥ 共同経営者	住 所 （所在地）	電話番号		
	氏 名 （名 称）			
⑦ 書類送付先	住 所 （所在地）	松江市末次町86番地 電話番号 0852-55-5555		
	氏 名 （名 称）			
⑧ 備 考				

①「提出年月日」欄

- ・ 申請書の提出年月日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

②「申請者」欄

- ・ 特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の方の住所又は所在地、氏名又は名称及び12桁の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
- ・ 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者の職・氏名並びに13桁の法人番号を記入してください。法人番号がご不明な場合は、「国税庁法人番号検索サイト」にてご確認ください。

③「宿泊施設」欄

- ・ 施設の概要には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の宿泊施設の状況を記入してください。

④「旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出」欄

- ・ 宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記入してください。法人の場合は、所在地、法人名及び代表者の職・氏名を記入してください。
- ・ 営業種別は、次のいずれかを記入してください。
 - ▶ 旅館・ホテル営業
 - ▶ 簡易宿所営業
 - ▶ 住宅宿泊事業
- ・ 許可番号（届出番号）は、旅館業法の場合は旅館業許可証に記載されている番号を、住宅宿泊事業法の場合は標識に記載されている届出番号を記入してください。

⑤「施設所有者」欄

- ・ 施設所有者は、建物登記事項証明書に記載されている情報を記入してください。
- ・ 共有者が2名以上の場合は、同じ項目の情報が記載された内訳を添付してください。

⑥「共同経営者」欄

- ・ 特別徴収義務者以外に共同経営者がいる場合は、その方の住所、氏名等を記入してください。ここでいう共同経営者とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同経営者をいいます。
- ・ 共同経営者が2名以上の場合は、同じ項目の情報が記載された内訳を添付してください。

⑦「書類送付先」欄

- ・ 書類の送付先や申告の問合せ先等を別途指定される場合は、この欄に記入してください。
- ・ 法人の場合は、担当部署まで記入してください。

⑧「備考」欄

- ・ その他、必要に応じて記入してください（吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名や複数証票が必要なときの必要枚数等）。

(2) 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書

様式第 11 号（第 9 条関係）

① 令和●年●月●日

（あて先）松江市長

② 住 所 松江市末次町86番地
（所在地）
氏 名 松江市株式会社
（名 称） 代表取締役 松江 太郎

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書

宿泊税の特別徴収義務者の登録事項の変更について、松江市宿泊税条例第11条第8項の規定により、次のとおり申請します。

③ 宿泊施設	所 在 地	松江市末次町86番地		
	名 称	松江市ホテル		
	営業種別	旅館・ホテル営業	宿泊施設番号	●●●●●●●●
④ 変更日		令和●年●月●日		
⑤ 変更の内容		施設名の変更 新施設名「新松江市ホテル」		

①「提出年月日」欄

- ・ 申請書の提出年月日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

②「申請者」欄

- ・ 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入してください。
- ・ 法人の場合は、所在地、名称及び代表者職・氏名を記入してください。

③「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。
- ・ 営業種別は、次のいずれかを記入してください。
 - ▶ 旅館・ホテル営業
 - ▶ 簡易宿所営業
 - ▶ 住宅宿泊事業
- ・ 「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出していただいた後に松江市から送付する宿泊税特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載してある6桁の宿泊施設番号を記入してください。

④「変更日」欄

- ・ 変更日を記入してください。

⑤「変更の内容」欄

- ・ 変更の内容を具体的に記入してください。

(3) 宿泊施設経営休止・再開・廃止申告書

様式第 12 号（第 9 条関係）

① 令和●年●月●日

（あて先）松江市長

② 住 所 松江市末次町86番地
（所在地）
氏 名 松江市株式会社
（名 称） 代表取締役 松江 太郎

宿泊施設経営休止・再開・廃止申告書

宿泊施設の経営の休止、再開又は廃止について、松江市宿泊税条例第11条の規定により、次のとおり申告します。

③ 申告区分		休止 ・ 再開 ・ 廃止		
④ 宿泊施設	所 在 地	松江市末次町86番地		
	名 称	松江市ホテル		
	営業種別	旅館・ホテル営業	宿泊施設番号	●●●●●●●●
⑤ 休止期間		令和●年●月●日から令和●年●月●日まで		
⑥ 再開又は廃止の日		年 月 日		
⑦ 休止、再開又は廃止の理由		施設改修工事のため。		

①「提出年月日」欄

- ・ 申告書の提出年月日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

②「申告者」欄

- ・ 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入してください。
- ・ 法人の場合は、所在地、名称及び代表者職・氏名を記入してください。

③「申告区分」欄

- ・ 該当する項目に○をしてください。

④「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。
- ・ 営業種別は、次のいずれかを記入してください。
 - ▶ 旅館・ホテル営業
 - ▶ 簡易宿所営業
 - ▶ 住宅宿泊事業
- ・ 「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出していただいた後に松江市から送付する宿泊税特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載してある6桁の宿泊施設番号を記入してください。

⑤「休止期間」欄

- ・ 休止の場合はその期間を記載してください。
- ・ 休止期間が未定の場合は休止の開始日のみ記入してください。

⑥「再開又は廃止の日」欄

- ・ 再開又は廃止の場合はその日を記入してください。

⑦「休止、再開又は廃止の理由」

- ・ 休止、再開又は廃止の理由を記入してください。

(4) 宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書

様式第 10 号（第 9 条関係）

① 令和●年●月●日

（あて先）松江市長

② 住 所 松江市末次町86番地
（所在地）
氏 名 松江市株式会社
（名 称） 代表取締役 松江 太郎

宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書

宿泊税特別徴収義務者証の再交付について、松江市宿泊税条例施行規則第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり申請します。

③ 宿泊施設	所 在 地	松江市末次町 86 番地		
	名 称	松江市ホテル		
	営業種別	旅館・ホテル営業	宿泊施設番号	●●●●●●
④ 再交付を申請する理由	紛失したため。			

備考 紛失したことを証するに足りる文書又は汚損若しくは破損した証票を添付してください。

①「提出年月日」欄

- ・ 申請書の提出年月日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

②「申請者」欄

- ・ 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入してください。
- ・ 法人の場合は、所在地、名称及び代表者職・氏名を記入してください。

③「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称を記入してください。
- ・ 営業種別は、次のいずれかを記入してください。
 - ▶ 旅館・ホテル営業
 - ▶ 簡易宿所営業
 - ▶ 住宅宿泊事業
- ・ 「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出していただいた後に松江市から送付する宿泊税特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載してある6桁の宿泊施設番号を記入してください。

④「再交付を申請する理由」欄

- ・ 再交付を申請する理由を具体的に記入してください。紛失した場合は紛失したことを証するに足りる文書（遺失届の写し等）を添付してください。

(5) 宿泊税納入申告書

様式第2号(第7条関係)

(あて先) 松江市長

① 令和 ● 年 ● 月 ● 日

② 住所
(所在地) 松江市末次町86番地
氏名 松江市株式会社
(名称) 代表取締役 松江 太郎

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、松江市宿泊税条例第10条第1項の規定により、次のとおり申告します。

③ 宿泊施設	所在地	松江市末次町86番地		
	名称	松江市ホテル		
	電話番号	0852-55-5555	宿泊施設番号	●●●●●●

④ 令和 ● 年 ● 月 分	区分		宿泊数	税率	税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5千円以上	⑤ 400 泊	200円	⑥ 80,000 円
	課税対象外		40 泊		

※ 令和 年 月 分	区分		宿泊数	税率	税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5千円以上	泊	200円	円
	課税対象外		泊		

※ 令和 年 月 分	区分		宿泊数	税率	税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5千円以上	泊	200円	円
	課税対象外		泊		

納入すべき金額 合計 ⑦ 80,000 円

備考

- 1 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表等)を添付してください。
- 2 納入すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。
- 3 ※印の表は納期特例の場合のみ使用してください。

❶「提出年月日」欄

- ・ 申告書の提出年月日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

❷「申告者」欄

- ・ 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入してください。
- ・ 法人の場合は、所在地、名称及び代表者職・氏名を記入してください。

❸「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。
- ・ 納入申告書は、宿泊施設ごとに作成いただく必要があります。複数の施設を経営している方は、その施設の数だけ納入申告書の作成をお願いします。
- ・ 「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出していただいた後に松江市から送付する宿泊税特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載してある6桁の宿泊施設番号を記入してください。

❹「宿泊年月」欄

- ・ 申告対象年月を記入してください。
- ・ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月について記載してください。特例の適用についてはP15を参照してください。

❺「宿泊数」欄

- ・ 課税対象となる宿泊数及び課税対象外となる宿泊数を記入してください。

❻「税額」欄

- ・ 課税対象宿泊数に税率を乗じた額を記入してください。

❼「納入すべき金額 合計」欄

- ・ 各月の税額を合計した金額を記入してください。

※ 原則として市ホームページに掲載している Excel 様式を使用してください（その場合の入力項目は網掛けセルのみです）。

※ 納入すべき金額が0円の場合でも、納入申告書及び宿泊税月計表の提出が必要です。

❺「宿泊数」欄、❻「税額」欄及び❼「納入すべき金額 合計」欄は全て「0」と記入してください。

(6) 宿泊税月計表

宿 泊 税 月 計 表

① 令和 年 月 宿泊分

宿泊施設名	② 松江市ホテル	宿泊施設番号	③
-------	----------	--------	---

日付	宿泊数（泊）				
	④ 課税対象 (A)	⑤ 課税対象外			総宿泊数 (A+B)
		5,000円未満	修学旅行等	計 (B)	
1	10			0	10
2	8			0	8
3	20			0	20
4	15			0	15
5	13	2		2	15
6	10	3	20	23	33
7	17			0	17
8	12			0	12
9	15			0	15
10	32			0	32
11	26			0	26
12	15	5		5	20
13	8	4		4	12
14	7			0	7
15	11			0	11
16	10			0	10
17	24			0	24
18	16			0	16
19	5			0	5
20	8	2		2	10
21	6	1		1	7
22	10			0	10
23	7			0	7
24	15			0	15
25	16			0	16
26	5	3		3	8
27	8			0	8
28	12			0	12
29	10			0	10
30	9			0	9
31	20			0	20
計	400	20	20	40	440

備考 この表を納入申告書に添付してください。

①「対象年月」欄

- ・ 申告対象年月を記入してください。

②「宿泊施設名」欄

- ・ 宿泊施設の名称を記入してください。

③「宿泊施設番号」欄

- ・ 宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出していただいた後に松江市から送付する宿泊税特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載してある 6 桁の宿泊施設番号を記入してください。

④「課税対象」欄

- ・ 課税対象となる宿泊数を記入してください。なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「宿泊数」の欄と一致させてください。

⑤「課税対象外」欄

- ・ 課税対象外となる宿泊数を記入してください。なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象外」の欄と一致させてください。

※ 原則として市ホームページに掲載している Excel 様式を使用してください。

※ 納入すべき金額が 0 円の場合でも、宿泊税月計表の提出が必要です。

⑤「課税対象外」欄に課税対象外となる宿泊数を記入してください。

(7) 宿泊税納入書

島根県松江市 市区町村コード 3 2 2 0 1 6		宿泊税納入済通知書	
口 座 番 号		加 入 者 名	
特別徴収義務者 住 所 松江市末次町 86 番地 (所在地) 氏 名 松江市株式会社 (名 称) 様 宿泊施設名等 松江市ホテル			
業 務 コ ー ド	帳 票 コ ー ド	年 度	年 月 日
申 告 期 間		区 分	
令和 年 月 宿泊分 (から 年 月 宿泊分まで)		申 告 更 決 正 定	
税 額	延滞金	合 計 額	納期限
8 0 0 0 0		8 0 0 0 0	指 定 金 融 機 関 名
			上記のとおり通知します。
			領 収 日 付 印
(松江市保管)			

島根県松江市 市区町村コード 3 2 2 0 1 6		宿泊税納入書	
口 座 番 号		加 入 者 名	
特別徴収義務者 住 所 松江市末次町 86 番地 (所在地) 氏 名 松江市株式会社 (名 称) 様 宿泊施設名等 松江市ホテル			
業 務 コ ー ド	帳 票 コ ー ド	年 度	年 月 日
申 告 期 間		区 分	
令和 年 月 宿泊分 (から 年 月 宿泊分まで)		申 告 更 決 正 定	
税 額	延滞金	合 計 額	納期限
8 0 0 0 0		8 0 0 0 0	日 計
			上記のとおり納入します。
			領 収 日 付 印
(金融機関保管)			

島根県松江市 市区町村コード 3 2 2 0 1 6		宿泊税領収証書	
口 座 番 号		加 入 者 名	
特別徴収義務者 住 所 松江市末次町 86 番地 (所在地) 氏 名 松江市株式会社 (名 称) 様 宿泊施設名等 松江市ホテル			
業 務 コ ー ド	帳 票 コ ー ド	年 度	年 月 日
申 告 期 間		区 分	
令和 年 月 宿泊分 (から 年 月 宿泊分まで)		申 告 更 決 正 定	
税 額	延滞金	合 計 額	納期限
4 8 0 0 0		8 0 0 0 0	領 収 日 付 印
			上記のとおり領収しました。
			◎この領収証書は、後日の証拠と して5年間保存してください。
(納入者保管)			

※3枚1組になっていますので、全て同じ内容を記入した上で金融機関等窓口に提出してください。

①「特別徴収義務者」欄

- ・ 松江市から送付する納入書にはあらかじめ印字してありますので、記載内容に誤りがないかご確認ください。
- ・ 市ホームページから様式をダウンロードして利用する場合は、特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び宿泊施設名を記入してください。

②「宿泊施設番号」欄

- ・ 松江市から送付する納入書にはあらかじめ印字してありますので、記載内容に誤りがないかご確認ください。
- ・ 市ホームページから様式をダウンロードして利用する場合は、宿泊税特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載してある6桁の宿泊施設番号を記入してください。

③「申告期間」欄

- ・ 松江市から送付する納入書にはあらかじめ印字してありますので、宿泊税納入申告書及び宿泊税月計表の申告対象年月と一致しているか確認してください。
- ・ 市ホームページから様式をダウンロードして利用する場合は、申告対象年月を記入してください。申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、「●年●月宿泊分まで」も記入してください。

④「税額」「合計額」欄

- ・ 「税額」「合計額」欄に納入すべき宿泊税額を右詰めで記入してください。なお、この税額は、宿泊税納入申告書の「納入すべき金額 合計」欄と一致させてください。

(8) 宿泊税納入期限等特例承認申請書

様式第4号（第8条関係）

① 令和●年●月●日

（あて先）松江市長

② 住 所 松江市末次町86番地
（所在地）
氏 名 松江市株式会社
（名 称） 代表取締役 松江 太郎

宿泊税納入期限等特例承認申請書

宿泊税の納入申告書の提出及び納入の期限に係る特例の承認について、松江市宿泊税条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

③ 宿泊施設	所 在 地	松江市末次町86番地		
	名 称	松江市ホテル		
	営業開始日	令和3年12月1日	宿泊施設番号	●●●●●●●●
④ 特別徴収義務者登録日	令和7年10月1日			
⑤ 申請日の1年前の日の属する 月から申請日の前月までの宿 泊税の納入すべき金額	1,000,000円			
⑥ 松江市宿泊税条例第10条第3 項の規定による承認の取消し の有無	有（ 年 月 日取消し） ・ ☐ 無			
⑦ 宿泊税に係る過少申告加算 金、不申告加算金又は重加算 金の決定の有無	有（ 年 月 日決定） ・ ☐ 無			

①「提出年月日」欄

- ・ 申請書の提出年月日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

②「申請者」欄

- ・ 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入してください。
- ・ 法人の場合は、所在地、名称及び代表者職・氏名を記入してください。

③「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地及び名称を記入してください。
- ・ 「営業開始日」の欄には、宿泊施設の営業を開始した日を記入してください。
- ・ 「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出していただいた後に松江市から送付する宿泊税特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載してある6桁の宿泊施設番号を記入してください。

④「特別徴収義務者登録日」

- ・ 宿泊税特別徴収義務者登録通知書の通知日を記入してください。

⑤「納入すべき金額」欄

- ・ 申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの状況について記入してください（例：令和8年12月に申請する場合、令和7年12月から令和8年11月までの1年間となります）。
- ・ この金額が120万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑥「承認の取消しの有無」欄

- ・ 過去に納入期限等の特例の適用の取消しを受けている場合は「有」に○を付け、取消年月日を記入してください。過去に適用の取消しを受けていない場合は「無」に○を付けてください。

⑦「加算金の決定の有無」欄

- ・ 申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、加算金の決定を受けた場合は「有」に○を付け、決定年月日を記入してください。受けていない場合は「無」に○を付けてください。

3 申請書等の提出・お問合せ先

松江市財政部市民税課諸税係

〒690-8540 松江市末次町 86 番地 松江市役所本館 2 階（22 番窓口）

TEL：0852-55-5154 FAX：0852-55-5545

mail：shiminzei@city.matsue.lg.jp

ホームページ（「宿泊税」に関するページ）：

https://www.city.matsue.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/shukuhakuzei/22627.html



令和 7 年 7 月初版

編集・発行 松江市財政部市民税課